

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和7年11月10日（月）午前9時30分～午前10時10分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員8名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	淺野 尚宏	出
5番	藤原 国夫	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
6番	松田 智仁	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
7番	谷許 安治	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
8番	坪井 幹子	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第35号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第36号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第37号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- (5) 議案第38号 農用地利用集積等促進計画（No.9）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）

議 長	それでは、ただ今から令和7年度第9回農業委員会総会を開催します。
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、<u>2番 水川委員</u>と、<u>3番 大山委員</u>を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第<u>34</u>号から議案第<u>38</u>号の<u>5</u>議案です。</p>
議 長	<p><u>議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、9件議題とします。</u>事務局から説明します。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>以上9件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号<u>33</u>番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
2番委員	現地確認をしました。譲受人は適切に管理出来るものと思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>33</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>33</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>34</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
1番委員	こちらは、長年、譲受人が耕作している農地の所有権移転になりますので、特に問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>34</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議長	異議がありませんので、事案番号 <u>34</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号 <u>35</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1番委員	譲受人と譲渡人は親子で、生前贈与ということで3条申請となりました。特に問題はありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>35</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>35</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号 <u>36</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
1番委員	こちらは、以前から譲受人が耕作しており、譲渡人は町外在住の為、耕作が不便ということで所有権移転となりました。特に問題はありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>36</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>36</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号 <u>37</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
1番委員	こちらも、以前から譲受人が耕作しており、譲渡人は町外在住で、矢掛町へは戻らないということで所有権移転となりました。特に問題はありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>37</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>37</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>38</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
6 番委員	双方合意しています。譲受人は適切に管理出来るものと思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>38</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>38</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>39</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
6 番委員	譲受人と譲渡人はご近所同士で、双方合意しています。特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>39</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>39</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>40</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	空き家バンクで農地付き住宅を購入されました。自宅前が畠で、これから家庭菜園をやっていくということですので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>40</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>40</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>41</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	こちらも、空き家バンクで農地付き住宅を購入されました。これから、兄弟で家

	庭菜園をやっていくということです。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>41</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>41</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>35</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <p style="border: 1px solid black; padding: 10px;">事案番号4番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>4</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
6番委員	現地確認をしました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>36</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>3</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)

	<p>事案番号16番は、申請農地から300m以内に鉄道の駅が存在するため、第3種農地とされています。</p> <p>事案番号17番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地とされています。</p> <p>事案番号18番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地とされています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>16</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
2番委員	現地確認をしました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>16</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>16</u> 番について、許可と決定します。
議長	事案番号 <u>17</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
2番委員	現地確認をしました。以前から駐車場として使用しているところです。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>17</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>17</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号 <u>18</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
3番委員	現地確認をしました。資材置場として使用するということで、被害防除計画書の

	とおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>18</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>18</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	議案第 <u>37</u> 号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明)
議長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7番委員	周囲は山林原野に囲まれており、非農地として判断せざるを得ないと思われます。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。
議長	議案第 <u>38</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画（N o. 9）（案）の決定に対する意見について、岸野委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、岸野委員の退席をお願いします。 (午前 10時 5分 各委員 退席) 事務局から説明します。
事務局	議案第38号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。

	(計画の内容について説明)
議長	事務局の説明が終わりました。議案第 <u>38</u> 号について、意見等をお願いします。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、議案第 <u>38</u> 号について、「異議なし」と決定します。 (午前 10時 8分 各委員 復席)
議長	次に 4.各種報告 について確認します。
議長	(1) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
中川地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。特に問題はありません。
議長	(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
山田地区 推進委員	事案番号1番、2番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号3番について、確認しました。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号4番、5番、6番について、確認しました。問題ありません。
議長	(3) 農地転用の工事完了報告について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	矢掛地区について、確認しました。問題ありません。
議長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き、協議会を開催します。